

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第92号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項）</p> <p>第8条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿（以下「ふぐ処理師名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 条例第4条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の免許証（以下「免許証」という。）を<u>書換交付</u>した場合には、その旨並びにその理由及び年月日</p> <p>（5）及び（6） 略</p>	<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項）</p> <p>第8条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿（以下「ふぐ処理師名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 条例第4条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の免許証（以下「免許証」という。）を<u>書換え交付</u>した場合には、その旨並びにその理由及び年月日</p> <p>（5）及び（6） 略</p>
<p>（免許証の書換交付の申請）</p> <p>第10条 条例第4条第4項の規定による申請は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>書換交付</u>の原因となる事実を証する書類</p>	<p>（免許証の書換えの申請）</p> <p>第10条 条例第4条第4項の規定による申請は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>書換え</u>の原因となる事実を証する書類</p>
<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正）</p> <p>第12条 知事は、前2条の申請に基づき、免許証の<u>書換交付</u>又は再交付を行ったときは、ふぐ処理師名簿の登録事項を訂正するものとする。</p>	<p>（ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正）</p> <p>第12条 知事は、前2条の申請に基づき、免許証の<u>書換え</u>又は再交付を行ったときは、ふぐ処理師名簿の登録事項を訂正するものとする。</p>
<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し</p>	<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し</p>

なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、
次に掲げる書類

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類

イ 条例第7条第2号に規定する認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

(4) 条例第7条第3号に規定する者にあっては、
次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ 略

(認証営業台帳の登録事項)

第20条 条例第12条第3項の認証営業台帳(以下「認証営業台帳」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。

(1)~(4) 略

(5) 条例第12条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の認証書(以下「認証書」という。)を書換交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(6)~(8) 略

(認証書の書換交付の申請)

第22条 条例第12条第4項の規定による申請は、様式第9号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前号以外の事項を変更する場合には、書換交付の原因となる事実を証する書類

(認証営業台帳の登録事項の訂正)

第25条 総合事務所長は、前3条の申請に基づき認証書の書換交付又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。

様式第3号(第10条関係)

略

ふぐ処理師免許証書換交付申請書

職 氏 名 様

なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、
次に掲げる書類

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類

イ 略

(認証営業台帳の登録事項)

第20条 条例第12条第3項の認証営業台帳(以下「認証営業台帳」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。

(1)~(4) 略

(5) 条例第12条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の認証書(以下「認証書」という。)を書換え交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(6)~(8) 略

(認証書の書換えの申請)

第22条 条例第12条第4項の規定による申請は、様式第9号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前号以外の事項を変更する場合には、書換えの原因となる事実を証する書類

(認証営業台帳の登録事項の訂正)

第25条 総合事務所長は、前3条の申請に基づき認証書の書換え又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。

様式第3号(第10条関係)

略

ふぐ処理師免許証書換え申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の規定による免許証の書換交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

略

添付書類

1 及び 2 略

3 書換交付の原因となる事実を証する書類

様式第6号(第16条関係)

略

ふぐ処理師試験受験願書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

出願者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

添付書類

1 及び 2 略

3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類

(1) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類

(2) 条例第7条第2号に規定する認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

4 条例第7条第3号の規定に該当する者にあつ

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の規定による免許証の書換えを受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

略

添付書類

1 及び 2 略

3 書換えの原因となる事実を証する書類

様式第6号(第16条関係)

略

ふぐ処理師試験受験願書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

出願者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

添付書類

1 及び 2 略

3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつ

ては、次に掲げる書類

(1) 3の(1)に掲げる書類

(2) 略

様式第7号(第19条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けるため次のふぐ処理師を専任者と定めましたので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略
営 略
業 名称、屋号又
所 は商号
略

注 略

添付書類 略

様式第8号(第21条関係)

第 号

ふぐ取扱い営業認証書

営業所所在地

営業所の名称、屋号又は商号

営業者氏名(法人にあっては名称)

当営業所で下記のふぐ処理師が従事していることを認証する。

記

氏 名

ては、次に掲げる書類

(1) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類

(2) 略

様式第7号(第19条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けるため次のふぐ処理師を専任者と定めましたので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略
営 略
業 屋号
所
略

注 略

添付書類 略

様式第8号(第21条関係)

第 号

ふぐ取扱い営業認証書

営業所所在地

屋 号

営業者氏名

当営業所で下記のふぐ処理師が従事していることを認証する。

記

氏 名

登録番号

年 月 日 認証
年 月 日 交付

職 氏 名 印

様式第9号(第22条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証書書換交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の規定による認証書の書換交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類

1及び2 略

3 専任ふぐ処理師の変更以外の場合は、書換交付の原因となる事実を証する書類

様式第11号(第24条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証承継申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

登録番号

年 月 日 認証
年 月 日 交付

職 氏 名 印

様式第9号(第22条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証書書換え申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の規定による認証書の書換えを受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類

1及び2 略

3 専任ふぐ処理師の変更以外の場合は、書換えの原因となる事実を証する書類

様式第11号(第24条関係)

略

ふぐ取扱い営業認証承継申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略	
現に 受け てい る認 証	営業所の名 称、屋号又 は商号
	営業所の所 在 地
略	

添付書類 略

(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略	
現に 受け てい る認 証	名称
	所在地
略	

添付書類 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。